

ワーキングチームの開催

平成24年11月29日
厚生労働省

ワーキングチーム

1. ワーキングチームについて

緊急提言に盛り込まれた事項について、取引当事者間で取引の現状、問題点、改善の方向性などについて議論・調整を行うため、取引当事者からなる「ワーキングチーム」を設置。

2. 現在設置されているワーキングチーム

- 日本医薬品卸業連合会と日本保険薬局協会のWT
- 日本製薬工業協会と日本医薬品卸業連合会のWT
- 新バーコード表示推進WT

日本医薬品卸業連合会と日本保険薬局協会のWT①

1. 主な検討事項

日本医薬品卸業連合会(卸連)と日本保険薬局協会(NPhA)の合意事項のフォローアップ。

- ① 契約条件の事前明示とそれに伴う取引基本契約書に基づく覚書の締結
- ② 単品単価取引(価格交渉の方法の工夫)

2. 開催状況

第1回…平成24年6月20日

第2回… 同年 8月29日

第3回… 同年 10月30日

これまでに、以下の事項について合意を得て、団体間合意事項の実現に向けた取組を実施。

- 覚書の締結状況のモニタリング方法及びモニタリングの実施。
- 団体間合意事項について、これまでの交渉状況を踏まえれば、それぞれの傘下企業の担当者まで理解が得られていないので、それぞれが更なる周知徹底を図る。
- 両団体合同で地区ごとに意見交換会を開催し、薬価制度の維持・流通改善の必要性を再認識するとともに、合意事項実現に向けた具体的方策を議論する。

日本医薬品卸業連合会と日本保険薬局協会のWT②

3. 覚書の締結状況のモニタリング結果

(1) モニタリングの実施方法

- 卸連は、医療用医薬品を取り扱う傘下企業54社に対し、NPhA傘下の54社（理事又は理事に準じた企業）との取引における覚書締結数、締結済みの場合は覚書の有効期間等を調査。
- NPhAは、理事又は理事に準じた傘下企業54社に対し、卸連傘下の54社との取引における覚書締結数、締結済みの場合は覚書の有効期間等を調査。
- 調査対象企業は、それぞれが傘下企業から抽出し、事務局間で調整して決定。
- それぞれが傘下の54社から得た回答を集計し、そのデータを両団体で確認する。

(2) モニタリング結果（9月末現在）

	回答企業数	相手方対象企業との全取引数 (a)	本覚書の締結				仮価格の覚書の締結				未締結	
			(a)のうち締結した取引数 (b)	締結率 (b/a)	6月以内の有効期限の設定		(a)のうち締結した取引数 (c)	締結率 (c/a)	6月以内の有効期限の設定		(a)のうちいずれの覚書も締結してない取引数 (d)	締結率 (d/a)
					あり	なし			あり	なし		
卸連	52社	714	82	11.5%	75	7	163	22.8%	145	18	469	65.7%
NPhA	46社	706	82	11.6%	79	3	182	25.8%	158	24	442	62.6%

4. 上半期の取引の結果

- 両団体の合意事項に基づく9月末までの本覚書の締結(=妥結)率は、取引数ベースで約11%※¹、取引金額ベースで35%※²であった。

この原因としては、次のことが考えられた。

- これまでの商慣習を根本的に見直す新たな取組であったために、各取引当事者が手探りで取りかかった。
 - 両団体間合意事項の、それぞれの傘下企業に対する周知不足があった。
 - 卸の納入希望価と調剤チェーンの購入要望価に、大きな乖離があった。
- 本覚書を締結した取引形態は、ほぼ全てが単品単価であった。

(参考:単品単価取引割合※²)

	平成22年度(3月末)	平成24年9月末
取引数ベース :	45%	96%
取引金額ベース:	58%	99%

- 本覚書を締結した取引の90%以上※¹が6月以内の有効期間を付したものであった。
- これまで取引条件を書面で取り交わす商習慣がなかったにもかかわらず、35%程度※¹が本覚書又は仮価格の覚書を締結した。

※1)モニタリング結果

※2)卸連調査結果(卸連が、モニタリング結果により本覚書を締結した82取引の取引形態を、傘下企業に対して調査したもの。)

5. 今後の取引に向けた対応

- ・ 4～9月の取引について、9月末までに本覚書を締結していない各取引当事者は、上半期の取引結果を踏まえ、誠実かつ迅速に対応する。
- ・ また、引き続き、意見交換会やWTを開催するなど、両団体傘下企業への更なる理解促進を図り、医薬品ごとの価値に見合った価格形成・経済合理性のある取引条件を明示した覚書の締結が早期に実現できるよう、取り組むこととする。

日本製薬工業協会と日本医薬品卸業連合会のWT (製薬協) (卸連)

1. 主な検討事項

一次売差マイナスと割戻し・アローアンスの拡大傾向の改善に向けた取組

- －取引の透明性の一層の確保
- －仕切価等の速やかな提示等
- －適正な仕切価水準の設定
- －割戻し・アローアンスの整理・縮小と基準の明確化

2. 開催状況

第1回…平成24年9月4日

平成24年度薬価改定に伴う新たな価格体系、また、緊急提言実現に向けた卸連からの提案・要望について、フリーディスカッションを実施。

今後は、薬価制度下における製品価値の捉え方や割戻し・アローアンスの定義などを具体的なテーマとして、意見交換を継続する。

新バーコード表示推進WT (日薬連と卸連)

1. 主な検討事項

- 情報化進捗状況調査※の調査項目の見直し
- 新バーコード表示を推進するための取組

※情報化進捗状況調査

メーカーの新バーコードの表示状況、卸売業者の新バーコードの利用状況を把握するために、厚生労働省が平成20年度から毎年実施する9月末時点の進捗状況調査。

2. 開催状況

第1回…平成24年8月31日

平成24年6月29日付け医政経発第0629第1号、薬食安発0629第1号厚生労働省医政局経済課長、同医薬食品局安全対策課長通知「医療用医薬品へのバーコード表示の実施要項」の一部改正について」を受けて、情報化進捗状況調査の調査項目を見直す必要が生じたのでその検討を行った。

販売包装単位及び元梱包装単位への「有効期限」及び「ロット番号」のバーコード表示については、当該調査結果を踏まえ、今後の取組を検討する。